

公立大学法人滋賀県立大学ハラスメント相談員規程

平成 2 1 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 133 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学ハラスメントの防止等に関する規程第 6 条第 3 項の規定に基づき、ハラスメントに関する苦情の申出および相談(以下「苦情相談」という。)に対応するため公立大学法人滋賀県立大学(以下「本学」という)に置かれるハラスメント相談員(以下「相談員」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(委嘱等)

第 2 条 相談員は、次に掲げる者について理事長が委嘱する。

- (1) 心理臨床経験など苦情相談に関し識見を有する職員
- (2) 各学部ごとに推薦された教員 2 人
- (3) 事務局長から推薦された事務局職員 2 人
- (4) その他本学に所属しない者で理事長が必要と認める者

2 相談員の中に主任相談員 1 人を置き、相談員の中から理事長が指名する。

3 相談員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任 務)

第 3 条 主任相談員は、相談員と密接な連携を図り、必要に応じ助言等を行うとともに、苦情相談に関し、総括する。

2 相談員は、「公立大学法人滋賀県立大学のハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」に十分留意し、苦情相談に対応するものとする。

3 相談員は、苦情相談があった事実、申出人の意向等について記録に残さなければならない。

4 前項の場合において相談員は、苦情相談内容が深刻で人権問題委員会において審議すべき事項があると判断し、かつ、申出人の了解が得られた場合には、その内容について、主任相談員を経由して人権問題委員会委員長に報告しなければならない。

5 主任相談員は、苦情を受ける相談員の氏名等必要な事項(以下「相談窓口」という。)について、職員および学生等に周知するものとする。

(相談員の義務)

第4条 相談員は、任期中および退任後においても任務中に知り得た事実を他に漏らしてはならない。

2 相談員は、当事者の名誉およびプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。

(相談員会議)

第5条 相談員相互の連絡を密にし、苦情相談業務の質の向上を図るため相談員会議を置く。

(相談窓口等)

第6条 職員および学生等が苦情相談を行おうとする場合は、その所属にかかわらず、いずれの相談窓口も利用することができるものとする。

2 相談員以外の職員が苦情相談を受けた場合において、当該苦情相談が、本規程による対応が望ましいと判断したときは、相談者の同意のもとで相談員に対して必要な措置を求めるものとする。

(事務)

第7条 相談員に関する事務は、事務局総務グループおよび学生・就職支援グループにおいて行う。

付 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 公立大学法人滋賀県立大学セクシュアル・ハラスメント相談員規程（次項において「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に旧規程第 2 条第 1 項第 2 号または第 3 号の相談員であった者が引き続き施行日において第 2 条第 1 項第 2 号または第 3 号の相談員である場合における第 2 条第 3 項の適用については、旧規程の規定に基づく当該相談員の任期を通算する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 8 月 4 日から施行する。